

公益財団法人 不動産流通推進センター定款

平成24年 4月 1日 施行

改正 平成27年 4月 1日

改正 平成28年 4月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人不動産流通推進センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、円滑かつ合理的な不動産流通市場の整備・近代化及び安全・安心な不動産取引を実現する不動産業の健全な発達に関する支援を行い、一般消費者の利益の擁護と増進を図り、不動産業の振興と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 センターは、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 不動産流通市場の整備・近代化に関する調査研究及び不動産取引に関する相談
- 二 不動産に関する講習・研修等の教育
- 三 前条の目的を達成するために必要な資金の借入に係る債務保証及び助成
- 四 不動産取引に関する消費者及び不動産業者の啓発を図るための広報
- 五 その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 センターは、その公益事業の推進に資するため、次の事業を行う。

不動産取引に関する消費者及び不動産業者の啓発を図るための出版等

(規律)

第6条 センターは、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第7条 センターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定するセンターの目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

- 一 基本財産
- 二 基本財産として寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(信用・指導基金に係る資金)

第8条 センターの信用・指導基金に係る資金は、次の各号に掲げる財産とする。

- 一 信用・指導基金として出えんされた財産（次号に掲げるものを除く。）
- 二 信用・指導基金として補助された財産
- 三 第1号又は前号の信用・指導基金に係る資金に繰り入れることを理事会で議決した財産

2 信用・指導基金に係る資金の運用益のうち、前項第2号に規定する信用・指導基金に係る資金の運用益は、第4条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する事業の経費に充当し、なお残余がある場合は、前項第2号に規定する信用・指導基金に係る資金に繰り入れるものとし、同項第1号に規定する信用・指導基金に係る資金の運用益は、第4条に規定する事業の経費に充当し、なお残余がある場合は、前項第1号に規定する信用・指導基金に係る資金に繰り入れるものとする。

(会計の区分)

第9条 センターは、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計を区分して経理するものとする。

2 センターは、その他の財産のうち前条の信用・指導基金を区分して経理するものとする。

(資産の管理及び処分)

第10条 センターの資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。

2 基本財産及び信用・指導基金に係る財産は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは確実な信託銀行に信託し、又は国債その他確実な有価証券にかえる等安全かつ確実な方法をもって保管しなければならない。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の4分の3以上の議

決を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

4 その他の財産のうち信用・指導基金に係る財産は、理事会の議決を経なければ、処分し、又は担保に供することができない。

5 信用・指導基金を処分する場合は、第8条第1項第1号に規定する財産から行い、これをすべて処分した後でなければ、同項第2号に規定する財産を処分することができない。

(事業年度)

第11条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、定時評議員会の終結後直ちに行政庁に提出しなければならない。

4 センターは、定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施

行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 センターに評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法

人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、センターの理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、速やかに登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、報酬として評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用として評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、理事及び監事の選任又は解任その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項を決議する。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、監事の解任その他法令で定められた事項に関する決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第30条 センターに、次の役員を置く。

一 理事 14名以上18名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する第91条第1項第1号の代表理事とし、常務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任する。

2 理事長及び副理事長に就任する代表理事、常務理事に就任する業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から各々選定する。

3 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。

3 副理事長は、センターを代表し、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、役員が欠けた場合又は第30条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第35条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員に対する報酬等)

第36条 役員には、報酬として評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用として評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの業務執行の決定その他の職務を行う。

- 2 理事会は、重要な財産の処分及び譲受けその他法令の定める重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めた場合その他法令の定めるところにより、いつでも開催することができる。

(招集)

第40条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が理事会を招集するときは、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第47条 センターに、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事長が、理事会の議決を経て委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、2年とする。

4 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

5 相談役は、センターの業務について、理事長の諮問に応ずるほか、必要に応じ意見を述べることができる。

6 顧問及び相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業及び第16条第1項及び第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを

除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 定款の変更(軽微なものに限る。)を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 センターは、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 センターが、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、同法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当するもの又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 センターが解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当するもの又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第52条 センターに、業務に関する専門事項を審議するため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 不動産流通センター研究所

(研究所)

第53条 センターに、不動産流通センター研究所(以下「研究所」という。)を置く。

2 研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 2 章 事務局

(事務局設置等)

第 5 4 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 3 章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第 5 5 条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 5 6 条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 1 4 章 公告

(公告の方法)

第 5 7 条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 5 章 補則

(委任)

第 5 8 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 1 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

細 貝 弘 暉	池 田 行 雄	加 田 清 男	市 川 宜 克
豊 田 恒 了	山 田 守	三 輪 昭 彦	神 垣 明 治
徳 嶺 春 樹	市 川 三千雄	岡 田 文 夫	見 勢 本 浩 一
田 中 武 弘	土 屋 祐 二	多 田 幸 司	松 永 幸 久
瀬 尾 索 夫	木 島 寛	三 田 俊 彦	大 堀 一 平
高 橋 健 文	升 田 純	奥 利 江	野 村 清 二
長谷川 芳 完			

- 4 センターの最初の代表理事は伊藤 博、浅野間一夫、業務執行理事は早川雅章とする。

附則

改正後の定款は、平成27年4月1日から施行する。

附則

改正後の定款は、平成28年4月1日から施行する。